

(介 72) (FAX 送信 A4・4 枚)

平成 23 年 10 月 18 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三上 裕司

指定地域密着型サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスに関する
指定事務の柔軟な取扱いについて

今般の東日本大震災に被災し、市町村を越えて避難している高齢者が、避難先で地域密着型サービス等を利用する際の指定事務につきましては、本年5月10日付(介19)「東日本大震災に伴う介護報酬上の取り扱いについて(第3版)」の送付についてにてご連絡申し上げましたとおり、「受け入れ元と受け入れ先の市町村が良く連携・確認を行った上で、申請手続きについては事後に行うなど柔軟に取り扱っても差し支えない」とされているところであります。

この場合において、被災者を受け入れる地域密着型サービス事業所(以下、被災者受け入れ事業所)が指定申請をする際には、サービスごとに定められた事項を記載した申請書等を、被災者が元々住んでいた市町村(以下、被災者住所所在市町村)に対して提出しなければならないこととなります。

しかしながら、複数の市町村から被災者を受け入れる場合、その都度、被災者受け入れ事業所が直近の情報を記載した申請書等を作成しなければならず、事務負担が膨大となり得ることから、今後、被災者が避難先の市町村で地域密着型サービス事業所を利用しようとする場合の指定事務の取扱いについては、被災者受け入れ事業所が、所在する市町村から指定を受けた際の申請書等の写しを被災者住所所在市町村に提出することで代替することを可能とし、一定期間経過後に市町村間が連携を図った上で、事後の確認を行う等の対応が図られることとなりました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する指定事務の柔軟な取扱いについて
(平 23. 10. 14 厚生労働省老健局高齢者支援課、振興課 事務連絡)

以上

事 務 連 絡
平成 23 年 10 月 14 日

〔 岩手県
宮城県
福島県 〕 介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
振 興 課

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する
指定事務の柔軟な取扱いについて

東日本大震災により被災した方等への必要な介護保険サービスの確保については、多大なご配慮、ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般の東日本大震災に被災し、市町村を越えて避難している高齢者が、避難先で地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「地域密着型サービス」）を利用しようとする際の指定事務につきましては、別添（参考 2）「東日本大震災に伴う介護報酬上の取り扱いについて」（平成 23 年 4 月 28 日事務連絡）により「受け入れ元と受け入れ先の市町村が良く連携・確認を行った上で、申請手続きについては事後に行うなど柔軟に取り扱っても差し支えない」とお示ししているところです。

この場合において、被災者を受け入れる地域密着型サービス事業所（以下「被災者受入事業所」という。）が指定申請をする際には、介護保険法第 78 条の 2 第 1 項又は第 115 条の 12 第 1 項の規定に基づき、サービスごとに定められた事項を記載した申請書又は書類（以下「指定申請書」という。）を、受け入れた被災者が住所を有する市町村に対し提出しなければならないこととされています。

しかしながら、複数の市町村から被災者を受け入れる場合、その都度、被災者受入事業所が直近の情報を記載した指定申請書を作成しなければならず事務負担が膨大となり得ることから、今後、被災者が避難先の市町村で地域密着型サービス事業所を利用しようとする場合の指定事務の取扱いについては、当該被災者受入事業所が所在する市町村（以下「受入先市町村」という。）から指定を受けた際の指定申請書の写しで代替し、受入先市町村が期日を定める等により市町村間で連携を図った上で、一定期間経過後に統一的に事後の確認を行う等の対応を図り、被災地における地域密着型サービスの円滑な利用の促進を図られますようお願いいたします。

(別添)

(参考1) 今後の市町村間の連携による指定事務(イメージ)

A市に所在する地域密着型事業所「D」がB市及びC市の被保険者である被災者を受け入れる場合の事務処理(例)

- ① H20. 4 DはA市に指定申請を行いA市が指定
- ② H23. 10 B市の被保険者である被災高齢者から「D」の利用希望
⇒「D」はB市に指定申請(①でA市に提出した書類(写)で代替)
⇒B市はA市に対し指定の同意について確認の上、「D」を指定
(事後に改めて指定の際に必要な情報を確認することを条件)
- ③ H23. 12 C市の被保険者である被災高齢者から「D」の利用希望
⇒「D」はC市に指定申請(①でA市に提出した書類(写)で代替)
⇒C市はA市に対し指定の同意について確認の上、「D」を指定
(事後に改めて指定の際に必要な情報を確認することを条件)
- ④ H24. 1 A・B・C市連携の上、A市は事業所「D」に対し、平成24年2月までに、平成24年1月時点の情報による書類をB・C市に提出するよう依頼 ⇒B・C市は書類を受理(内容は同一のもの)

(参考2) 東日本大震災に伴う介護報酬上の取り扱いについて(第3版)(抄)

17. 避難を要する市町村の要介護者が避難先市町村の地域密着型サービスを利用する場合の市町村同意等の取扱いはどうなるのか。

(答)

避難先である市町村に所在する地域密着型サービス事業所においては、既に緊急的対応として避難を要する市町村の要介護者を受け入れ、必要な介護サービスを提供されているところである。こうしたサービスの利用に当たっては、本来、事業所所在市町村の同意と避難を要する市町村の事業所指定を必要とするところであるが、災害による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、受け入れ元と受け入れ先の市町村が良く連携・確認を行った上で、申請手続きについては事後に行うなど柔軟に取り扱っても差し支えない。